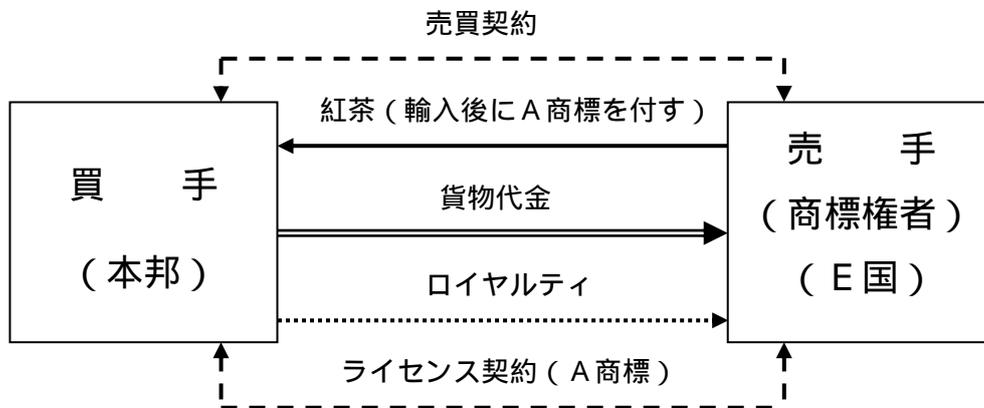


### 3. 輸入後に商標を付す場合に商標権者である売手に支払うロイヤルティ



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から紅茶を購入（輸入）します。

当社は、商標権者である売手と輸入貨物の売買契約のほか、ライセンス契約を締結し、輸入貨物の代金とは別に、A商標の使用の対価としてロイヤルティを売手に支払います。

また、このライセンス契約を締結することにより、当社は売手から紅茶を購入することができます。

輸入貨物は、箱に詰められて輸入されますので、輸入（納税）申告時にはA商標を付していませんが、当社の工場において小売用の袋に詰めたものにA商標を付します。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払うロイヤルティを、現実支払価格に加算する必要がありますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社がライセンス契約に基づき商標の使用の対価として売手に支払うロイヤルティは、輸入貨物に係るものであり、かつ、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものと認められますので、現実支払価格に加算する必要があります。

#### （理由）

輸入貨物に係る商標権の使用に伴う対価で、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるものは、現実支払価格に加算することとされています。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払うロイヤルティは、本邦において商標を付して販売された紅茶に関するものであり、その紅茶は、箱に詰められていた輸入貨物（紅茶）を単に小売用の袋に詰め替えたものに過ぎないものであることから、「輸入貨物に係る」と認められます。

また、そのロイヤルティは、貴社と売手とのライセンス契約により貴社により売手に対し支払われたものであり、その支払がない場合には売手は輸入貨物を貴社に販売しな

いものと解されますので、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるものと認められます。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項第4号

関税定率法施行令第1条の5第5項

関税定率法基本通達4-13(2)、(3)ハ、(4)イ

関税評価に関する取扱事例について 事例24

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)